

(監査論)

問題 1

公認会計士の職業倫理に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 公認会計士は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならないが、この正当な理由には、日本公認会計士協会の品質管理レビューを受ける場合も含まれる。
- イ. 公認会計士は、監査人の交代に当たり、前任監査人に対して監査契約を継続しない理由につき質問した場合において、守秘義務を理由としてその回答を拒否されたときは、監査契約を締結してはならない。
- ウ. 公認会計士は、被監査会社との間に信頼関係がないと財務諸表の監査業務を効率的に遂行できないが、経営者は誠実であるという前提のもとで監査証拠を入手してはならない。
- エ. 被監査会社から知り得た情報以外の情報は、監査人の守秘義務の対象とはならない。
- オ. 公認会計士は、監査業務から成功報酬を受け取ることはできないが、監査以外の保証業務からは成功報酬を受け取ることができる。

1. アイ 2. アウ 3. イオ 4. ウエ 5. エオ

問題 2 四半期レビューに関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 四半期レビューの目的は、四半期財務諸表の適正性に関する消極的形式による結論の表明にあり、監査人の行う質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続は、監査人の結論の基礎を与えるものでなければならない。
- イ. 四半期レビューと年度の財務諸表の監査とは保証水準が異なるため、年度の財務諸表の監査及び四半期レビューそれぞれの計画は、別々に作成しなければならない。
- ウ. 四半期レビューは、年度の財務諸表の監査とは保証水準が異なるが、年度の財務諸表の監査と一体的に行われるため、四半期レビューにおける重要性の基準値は、年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を上限とする。
- エ. 監査人は、四半期財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められるときには、否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。
- オ. 監査人は、重要な偶発事象等の将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、四半期財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、年度の財務諸表の監査とは保証水準が異なるため、結論の不表明とはせずに限定付結論とする。

1. アイ 2. アウ 3. イオ 4. ウエ 5. エオ

問題 3

公認会計士法に関する次のア～オの記述のうち、誤ったものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 無限責任監査法人の成立後に新たに加入した社員は、加入する前に生じた当該監査法人の債務についても連帯して弁済する責任を負わなければならない。
- イ. 公認会計士は、監査法人の社員であっても、他の社員全員の承認を受けた場合には、自己又は第三者のために、当該監査法人の業務の範囲に属する非監査証明業務を行うことができる。
- ウ. 監査法人の社員のうち、公認会計士法に定める大会社等の監査証明業務を行う筆頭業務執行社員の連續する関与会計期間の上限は、5会計期間である。
- エ. 公認会計士が登録の抹消の懲戒処分を受けた場合、公認会計士となる資格自体を失うことはないが、当該処分の日から5年を経過しなければ、再び公認会計士としての登録を受けることはできない。
- オ. 監査法人に所属する公認会計士が、補助者として監査業務に従事していた会計期間の途中で退職し、直ちに当該被監査会社の使用人となった場合、当該監査法人は当該被監査会社の監査証明業務を行うことはできない。

1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

問題 4

監査の品質管理に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査業務に係る審査は、監査報告書を発行する前に実施すべきものであるが、正当な理由がある場合には、監査報告書発行後に実施することも認められる。
- イ. 複数の補助者を使用して監査が実施される場合、より経験のある監査実施者は、経験の浅い補助者が作成する監査調書を査閲する責任を負うが、監査責任者がすべての監査調書を査閲する必要はない。
- ウ. 監査事務所は、監査実施者が判断に困難を伴う重要な事項について、監査事務所の内外に対し専門的な見解の問合せを実施するための方針及び手続を定めなければならぬ。
- エ. 監査責任者が複数いる場合において、監査責任者間で生じた監査上の判断の相違が解決しないまま監査報告書の発行予定日を迎えたときには、筆頭監査責任者は、自己の判断により、当該監査報告書を発行することができる。
- オ. 監査業務に係る審査では、監査実施者が行った重要な判断の適切性や監査意見の妥当性等について、客観的な評価及び十分な検討が行われるが、これによって監査責任者の責任が軽減されることはない。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エオ

問題 5

金融商品取引法監査制度に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 外国会社が提出する有価証券報告書に記載される財務書類については、我が国の公認会計士又は監査法人による監査証明を受けなければならない。
- イ. 有価証券報告書提出会社であって、上場会社等以外の会社は、内部統制報告書を任意に提出できるが、任意に提出された当該報告書は、監査人の監査証明を受けなければならない。
- ウ. 公益又は投資家保護に欠けることがないものとして内閣総理大臣の承認を受けた場合には、上場会社が提出する財務計算に関する書類であっても、公認会計士又は監査法人の監査証明は不要である。
- エ. 特定会社が提出する有価証券報告書に記載される指定国際会計基準に準拠した連結財務諸表は、監査人の監査証明が必要である。
- オ. 有価証券報告書の訂正報告書に記載される、訂正後の連結財務諸表及び財務諸表には、監査人の監査証明が必要である。

1. アイ

2. アエ

3. イウ

4. ウオ

5. エオ

問題 6

公認会計士監査制度に関する次のア～オの記述のうち、誤ったものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査法人の品質管理、ガバナンス及びディスクロージャーの強化の観点から、公認会計士以外の、経営、財務、内部統制、情報技術等の専門家が監査法人の社員となることが認められており、これを特定社員制度という。
- イ. 公認会計士の独立性に関して、公認会計士法においては、大会社等への監査証明業務と非監査証明業務の同時提供の禁止やいわゆるローテーション制度等が規定されているが、この場合の大会社等は会社法の大会社と範囲が異なる。
- ウ. 7会計期間継続して監査を行った監査法人は、その後の2会計期間、当該被監査会社を監査することはできない。
- エ. 被監査会社に将来就職することを見込んで監査証明を不当に歪めることを排除するために監査人の就職制限の規定が設けられているが、この場合の制限の対象となる公認会計士は、公認会計士法に定める大会社等の財務諸表監査を実施している監査責任者に限られる。
- オ. 無限責任監査法人において指定社員制度が採用されている場合、被監査会社との関係において当該会社の監査を担当する指定社員のみが無限責任を負うが、当該指定社員が虚偽の監査証明により第三者に損害を与えた場合には、監査法人の全社員が第三者に対して無限責任を負う。

1. アイ 2. アエ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

問題 7

会社法監査制度に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 会計監査人による監査報告の通知期限は、特定取締役、特定監査役と合意を行っていない場合には、会計監査人がすべての計算書類を受領した日から4週間を経過した日又は当該計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日のいずれか遅い日となる。
- イ. 会計監査人は、会計帳簿が電磁的記録をもって作成されている場合、取締役又は使用人に対して、当該会計帳簿を書面によって提出するよう求めなければならない。
- ウ. 会計監査人が計算書類に対して不適正意見を表明したときであっても、定時株主総会による承認があれば決算は確定するが、この場合、会社は不適正意見が表明された旨を公告しなければならない。
- エ. 会計監査人が除外事項を付した限定付適正意見を表明した場合において、監査役が会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見を表明しなかったときには、取締役は、定時株主総会において当該監査の対象となった計算書類について承認を受ける必要はない。
- オ. 会計監査人は、計算書類が法令又は定款に適合するかどうかについて、監査役と意見が相違するときは、定時株主総会に出席して意見を述べなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. エオ

問題 8

財務情報等に係る保証業務に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。

その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 保証業務において、主題に責任を負う者が当該保証業務の契約当事者とならない場合においても、当該主題に責任を負う者は、当該保証業務に係る保証報告書の想定利用者となることができる。
- イ. 業務実施者は、保証業務を利用する規準が特定の想定利用者にのみ利用可能な場合には、保証報告書において積極的形式による結論を報告してはならない。
- ウ. 業務実施者は、主題に責任を負う者が、想定利用者に主題情報を提示しない場合には、直接に当該主題に対して消極的形式による結論を報告しなければならない。
- エ. 業務実施者は、保証報告書に、例えば、主題が定量的か定性的かといった、主題の性格を記載する必要がある。
- オ. 業務実施者は、保証業務の実施に関する基準に準拠して適切に業務を行わなかった場合に責任を負うが、この責任の範囲は、合理的保証業務と限定的保証業務とで差はない。

1. アウ

2. アエ

3. イウ

4. イオ

5. エオ

問題 9

我が国の監査基準の歴史及び制度的位置づけに関する次のア～オの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査リスクの考え方は、当初、監査上の危険性という用語をもって監査基準に取り入れられたが、その後の改訂により、監査リスクという用語に改められ、さらに監査リスクに対応するためのアプローチが重視されて現在に至っている。
- イ. 監査基準は、金融商品取引法に基づく監査及び会社法に基づく会計監査人監査のみならず、労働組合法に基づく監査及び私立学校振興助成法に基づく監査においても適用される。
- ウ. 我が国においては、監査基準が最初に公表されたときから、監査の目的が明確に規定されていたので、監査の役割に関して、いわゆる「期待のギャップ」は生じなかった。
- エ. 国際監査基準の明瞭性プロジェクトの結果を受け、国際監査基準と我が国の監査基準との差異を解消するための我が国監査基準の改訂が行われ、この改訂内容の1つとして、監査報告書の記載区分が、監査の対象、経営者と監査人の責任及び財務諸表に対する意見の3区分から、監査の対象、経営者の責任、監査人の責任及び監査人の意見の4区分に変更されることとなった。
- オ. 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令は、一般に公正妥当と認められる監査の基準の1つとして、企業会計審議会によって公表される監査に関する基準をあげている。

1. アイ 2. アウ 3. イオ 4. ウエ 5. エオ

問題10

不正への対応に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査チームで、財務諸表に重要な虚偽の表示が行われる可能性があるかどうかについて討議する場合において、過去の経験から経営者、取締役及び監査役が十分に信頼でき、誠実であると考えられるときには、討議すべき内容の一部を省略することができる。
- イ. 被監査会社の不正により財務諸表に虚偽の表示が行われた場合において、当該不正の影響が財務諸表にとって重要でなくても、当該不正に関する被監査会社の対応が著しく不適切であるときには、監査人は、監査契約を解除しなければならない。
- ウ. 監査人が不正による重要な虚偽の表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽の表示を発見できないリスクよりも高いが、当該不正が共謀により行われている場合には、当該不正による重要な虚偽の表示を発見できないリスクはさらに高まる。
- エ. 不正な財務報告とは、財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽の表示を行うことをいうが、これは、意図的な会計基準の不適切な適用によって行われるものではなく、取引、会計事象又は重要な情報の財務諸表における不実表示や意図的な除外により行われるものである。
- オ. 監査人は、被監査会社の統制環境を理解する際には、経営者に対して、財務諸表に不正による重要な虚偽の表示が行われるリスクに係る経営者の評価について、質問しなければならない。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エオ

問題11

監査リスクに関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査リスクとは、監査人が財務諸表の重要な虚偽表示を看過したために誤った監査意見を形成する可能性のことであり、十分かつ適切な監査証拠を入手するよう監査手続を立案することにより、結果として監査リスクを合理的に低い水準に抑えることが可能となる。
- イ. 固有リスクとは、特定の取引及び財務諸表項目に固有の性質によって財務諸表に重要な虚偽表示が生じる可能性のことであり、産業構造の変化のような外部環境も固有リスクに影響を与える。
- ウ. 統制リスクとは、企業の内部統制によって重要な虚偽表示が防止又は是正されない可能性のことであり、有効な内部統制が十分に機能することによって統制リスクがゼロになる場合がある。
- エ. 発見リスクとは、監査を実施しても監査人が重要な虚偽表示を発見できない可能性のことであり、財務諸表全体レベル及び財務諸表項目レベルでその水準が設定される。
- オ. 重要な虚偽表示のリスクとは、財務諸表利用者を誤導する虚偽表示が財務諸表に含まれる可能性のことであり、財務諸表項目に係る特定の監査要点ごとに識別されるものである。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

問題12

試査に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 特定項目抽出による試査は、潜在的に誤謬を含む可能性の高い項目等を母集団から抽出する監査手続であるため、母集団の特性を推定することは予定されていないが、推定することができる場合もある。
- イ. サンプリングにおけるサンプル数は監査人の許容するサンプリングリスクの程度に影響を受けるが、具体的な抽出サンプル数を統計的手法によって決定するだけでなく、監査人の職業的専門家としての判断によって決定することができる場合もある。
- ウ. 統制リスクの程度が高いと評価した場合であっても、監査人は内部統制への依拠の度合いを合理的に高めることによって発見リスクの程度を低くすることができるため、実証手続として実施されるサンプリングにおけるサンプル数を少なくすることができる場合もある。
- エ. 実証手続として実施されるサンプリングにおいて、サンプルに含まれている誤謬金額が母集団の誤謬金額をどの程度正確に表わしているかに関し、監査人がその確からしさについてより高い信頼度を必要とすればするほど、より多くのサンプル数を必要とする。
- オ. 実証手続として実施されるサンプリングにおいて、発見リスクの程度を許容できる水準にまで引き下げるために、同一の監査要点に対する他の実証手続への依拠の度合いを高めたときには、サンプル数は相対的に少なくてすむ場合がある。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

問題13

リスク評価とリスク対応手続の関係に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 事業上のリスクが財務諸表に影響を与えるときには、それが重要な虚偽表示のリスクに該当するか否かにかかわらず、補助者の増員や専門家の配置などの全般的な対応を考慮しなければならない。
- イ. 実証手続の実施によって当初のリスク評価時に想定したよりも大きな金額の誤謬を見たものの、それが単発的なものであると判断した場合には、改めて運用評価手続を実施することはない。
- ウ. 重要な虚偽表示のリスクの程度が高い項目については、実証手続の実施によって証明力がより強く適合性がより高い監査証拠を入手するとともに、詳細に監査調書の査閲等を行う必要がある。
- エ. 当期の売上目標は達成しているが来期の売上の減少が予想される場合、関係会社への期末日前後の売上取引について、期末日後の入金に関する記録を閲覧して売上の計上漏れがないことの確認は求められないが、損益計算書計上額からサンプルを抽出して関係会社からの受領証等の監査証拠を入手することは必要とされる。
- オ. 監査手続を実施することにより、リスク評価とリスク対応手続を見直す場合があるが、監査上の重要性の基準値の決定はリスク対応手続の前に完了しなければならない。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エオ

問題14

特別な検討を必要とするリスクに対する監査手続に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 経営者に予想利益を達成しなければならないというプレッシャーがかかっており、売上取引が特別な検討を必要とするリスクに該当する場合には、売上取引に関して契約日や出荷日、返品条件や入金条件等を確認し、詳細テストを実施しなければならない。
- イ. 初度監査において、当該監査に関して予想される特別な検討を必要とするリスクに対応するために、適切な能力や適性がある監査事務所のメンバーを配置することを考慮しなければならない。
- ウ. 経営者確認書は、財務諸表に重要な影響を及ぼす事項について、経営者の意思や判断の内容及び根拠を確認するものであることから、監査人が特別な検討を必要とするリスクとして判断した事項については記載を求めなければならない。
- エ. 特別な検討を必要とするリスクを軽減する内部統制については、前年度からの変更がない場合でも、過年度の監査で入手した当該内部統制の運用状況の有効性に関する監査証拠に依拠することはできない。
- オ. 特別な検討を必要とするリスクは監査人が判断するものであるが、デリバティブ取引や特定目的会社を利用した複雑な取引は、虚偽表示のリスクの程度にかかわらず特別な検討を必要とするリスクに含められる。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エオ

問題15

会計上の見積りの監査に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 会計上の見積りの監査において、会社による見積額と監査人による見積額との差額が監査人の許容限度額を超える場合であっても、見積金額誤差であるため、発見した虚偽の表示の集計に含める必要はない。
- イ. 会計上の見積りに関して、企業の評価担当者が見積りの対象となる項目について豊富な経験や知識を有する場合や、上位の役職者による査閲と承認等の内部統制手続が適切に整備・運用されている場合には、統制リスクが相対的に低くなる。
- ウ. 会計上の見積りは、決算日において入手可能な情報に基づいて実施するものであることから、決算日後の監査の過程で当該事象の見積額が確定し、当初の見積額との間で差額が生じた場合であっても、監査人は経営者に対して見積額の修正を求める必要はない。
- エ. 会計上の見積りに高度な技法を含む複雑な仮定が用いられている場合、監査人は評価技法に精通した専門家の利用を検討する必要がある。
- オ. 会計上の見積りの監査では、経営者による見積りの合理性に関する監査証拠を、リスク評価手続において入手することはできない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題16

会計上の見積りの監査において、監査人が市場価格のない子会社株式の実質価値を検討する場合に関する次のア～オの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査人は、経営者が純資産の時価の一株当たりの金額で評価していれば、その算出過程の再計算を行うことで当該評価の妥当性を判断することができる。
- イ. 監査人は、経営者が当該子会社の重要資産の時価情報や取締役会で決議された利益計画に基づいて評価を実施している場合には、当該評価を妥当なものと判断することができる。
- ウ. 監査人は、当該子会社を含むグループ再編計画が進められている場合、当該計画が完了するまでは、経営者が当該計画を子会社株式の実質価値の評価に含めていなくとも、当該評価を妥当なものと判断することができる。
- エ. 監査人は、当該子会社において適切に承認された経営計画について、その実現可能性を検証し合理的と判断した場合、経営者が当該経営計画に基づき将来キャッシュ・フローによる評価を実施しているときには、当該評価を妥当なものと判断できる。
- オ. 監査人は、当該子会社株式の実質価値の評価結果が期末の純資産額に重要な影響を及ぼす場合には、当該会計上の見積りに関する経営者の見解を記載した経営者確認書入手しなければならない。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

問題17

情報システムの内部統制に関する次のア～オの統制の内容と統制の種類の組合せのうち、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

	統制の内容	統制の種類
ア	販売管理システムに入力されるデータが権限者によって承認され、漏れなく正確に記録・処理されることを担保する統制活動	全般統制
イ	システム部門の適切な管理者が販売管理システムと新たに導入する他のシステムとの整合性を確認し、承認を与える統制活動	業務処理統制
ウ	販売管理システムの開発に関与したプログラマが、販売管理システムのオペレータを兼務することがないことを担保する統制活動	全般統制
エ	販売管理システムにおいて、入力データの正確性を担保する妥当性のチェックを自動化した統制活動	業務処理統制
オ	販売管理システムのプログラムに組み込まれた統制と、人と情報システムが一体となって機能する統制とからなる統制活動であって、業務処理統制が有効に機能する環境を保証するための間接的な統制活動	全般統制

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

問題18

監査報告書の意義、役割及び機能に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査報告書は、監査人が財務諸表に対して意見表明を行うことを目的とするものであるが、意見表明のための基礎が得られなかつた場合、監査報告書にはその旨及びその理由が記載されるにとどまり財務諸表に対する意見は表明されない。
- イ. 監査報告書は、監査人が監査した財務諸表に対して信頼性を付与するとともに監査人自らの責任を明確にする機能を有している。
- ウ. 監査報告書は、財務諸表に対する保証提供機能を担っているため、監査報告書における追記情報は、財務諸表に記載されている情報を要約したり再掲したりすることによって強調するものに限られている。
- エ. 監査報告書は、財務諸表がすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明するものであり、財務諸表における個々の金額や注記の正確性を保証するものではない。
- オ. 監査報告書は、監査人の監査範囲に制約があったときにはその旨を記載することが求められており、新たな会計事象や取引について適用すべき会計基準が明確でない場合、監査人は当該事項の財務諸表への影響を考慮して監査範囲の制約による除外事項を付した監査意見を表明する。

1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

問題19

次のア～オの記述の状況の下で作成された財務諸表に対して、監査人が監査意見を表明してはならないものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 過去の事業年度における不正経理による虚偽表示が発覚し、過年度決算の修正作業中に監査対象事業年度末日を迎える、当該修正作業と並行して当年度決算を行っている。
- イ. 監査対象事業年度末日の直前において、予期せぬ被監査会社の組織再編が行われ、監査人との間に独立性に抵触する事態が生じている。
- ウ. 監査対象事業年度末日の直前において、新規の監査契約に必要な手続を経て監査契約を締結したが、監査業務のための時間が極めて短い状況となっている。
- エ. 監査対象事業年度末日の直前において、主力工場で重大な事故が発生し、当該事故及びこれに伴う損害賠償の財務諸表に与える影響が重大であるため、事業年度末日以降の被監査会社の存続可能性に関する監査人の判断がつかない状況となっている。
- オ. 監査対象事業年度末日の直後に会社更生法の適用申請がなされ、継続企業の前提が成立していないが、継続企業を前提とした財務諸表が作成されている。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

問題20

内部統制監査と財務諸表監査との関係に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査人は、内部統制監査において経営者による内部統制の評価結果の報告がなされなかつたことにより意見を表明しない場合、内部統制に依拠した通常の試査による監査が実施できなくなるため、財務諸表監査においては意見不表明となる。
- イ. 監査人は、内部統制の開示すべき重要な不備について、当該不備が財務諸表に対する監査意見に及ぼす影響を実証手続の実施を通して検証しなければならない。
- ウ. 内部統制の開示すべき重要な不備が期中に発見された場合には、当該不備が是正されるまでの間、財務諸表監査における内部統制への依拠が限定的となる可能性がある。
- エ. 内部統制監査を通して特定された内部統制の開示すべき重要な不備が財務諸表に対する監査意見に及ぼす影響は、当該不備が内部統制報告書で適正に表示されている場合、内部統制監査報告書における追記情報により財務諸表利用者に対して伝達される。
- オ. 監査人は、内部統制監査において経営者による内部統制の評価結果が実態を適切に表しているか否かを検証するのであり、内部統制それ自体の有効性を判断するわけではないので、当該検証の結果は財務諸表監査における統制リスクの評価に影響を与えるものではない。

1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. エオ